

米粉等利用推進委員会の開催

日時 令和7年5月7日(水)
14時00分から
場所 オンライン

次 第

1 開会

2 審議

[議題]

- ① 令和6年度事業報告書(案)
- ② 令和6年度収支報告書(案)
- ③ 米粉等利用推進委員会設置要綱別表(改正案)
- ④ 米粉等利用推進委員会財務規程(改正案)
- ⑤ 米粉等利用推進委員会業者等選定委員会設置要綱(改正案)

3 閉会

- 資料
- 1 事業報告書(案)別紙1
 - 2 収支報告書(案)別紙2
 - 3 米粉等利用推進委員会設置要綱別表(改正案)別紙3
 - 4 米粉等利用推進委員会財務規程(改正案)別紙4
 - 5 米粉等利用推進委員会業者等選定委員会設置要綱(改正案)別紙5
 - 6 新旧対照表 別紙6

(案)

令和6年度 事業報告書

米粉等利用推進委員会

令和7年 月 日

令和6年度 事業報告

1 キャンペーンの実施

(1) 目的

国際的な小麦の確保の見通しや価格の状況を踏まえ、東京と他地域との連携のもと、米粉等を用いた商品開発・販売の支援により米粉の利用促進を図るキャンペーンを実施する。

(2) キャンペーン名

本キャンペーンは「TOKYO JAPAN」キャンペーン と称する。

(3) 内容

本キャンペーンでは、以下の事業を実施する

- ア 米粉等の国産農産物を使った商品の開発に関する事業
- イ 米粉等の国産農産物を使った商品の販売に関する事業
- ウ その他

2 事業実績

(1) 東京産食材を使った米粉パン商品開発に関する事業

事業実績1-① 東京産食材を使用した米粉パン商品開発支援事業

概要	東京産食材の活用及び米粉パンの消費拡大のため、都内の食品製造事業者を対象にして、東京産食材を使った米粉パンを商品開発するための経費の一部を支援した。
内容	1 事業者 ① 株式会社ふく家 ② 株式会社 Will B 2 補助金確定額（申請額） ① 751,000 円（920,000 円） ② 734,000 円（1,517,000 円） 3 開発内容 ① 米粉点心肉まんの開発 ② 東京産海苔の佃煮を使用した海苔の佃煮米粉パン

(2) 米粉等の国産農産物を使った商品の販売に関する事業

事業実績2-① JA東京アグリパーク等でのPR販売

概要	キャンペーンを実施するにあたり、米粉パンPR活動の一環として、JA東京アグリパークでのPR販売を行った。
----	--

内 容	<p>1 場 所 J A東京アグリパーク 1階販売コーナー</p> <p>2 開催時期 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)</p> <p>3 実施方法 業者委託により販売を実施した。会場装飾を行った。</p> <p>4 販売した主な商品 八天堂：極みくりーむぱん、極みあんぱん ナチュラルフード：和田のこめ食パン タイナイ：おこめ丸パン、おこめ食パン、玄米丸パン、玄米あんパン、 焙煎玄米丸パン、焙煎玄米食パン、お米ベーグル玄米、 お米ベーグルクランベリー、玄米レーズンパン 等</p>
-----	--

事業実績 2-② 食に関するイベント等での P R

概 要	<p>集客力があり、高い P R 効果が期待できる東京味わいフェスタ等において、米粉パン販売を行うことで効果的に P R を実施した。</p>
内 容	<p>1 米粉パンホットドッグの販売 (都庁舎プロジェクションマッピング「TOKYO Night & Light」と同時開催) 会 場：都民広場 日 程：令和6年5月10日(金)、16日(木)、17日(金)、 18日(土)、24日(金)、25日(土) PR 販売：TOKYO JAPAN キャンペーン参加店舗から公募し、米粉パンと TOKYO X を使用したホットドッグや、米粉を使ったスイーツを PR 販売した。 米粉パン出品店舗：自由が丘ベーカリー、米粉 Impossible、あがほ考琲、 ブーランジェリーアツシ、米粉の焼菓子専門店「小天」 米粉スイーツ出品店舗：たしざん福祉作業所、米粉の焼菓子専門店「小天」、 自由が丘パティスリー</p> <p>2 Tokyo Tokyo Delicious Museum 2024 会 場：シンボルプロムナード公園内 石と光の広場 日 程：令和6年5月17日(金)、18日(土)、19日(日) PR 販売：TOKYO JAPAN キャンペーン参加店舗から当イベントの規模に対応できる店舗に依頼し、米粉パン等のメニューを提供した。</p>

	<p>出店店舗：FANCL BROWN RICE MEALS (with TOKYO JAPAN キャンペーン)</p> <p>メニュー：チキンポナータ丼（玄米）、チキンサンド（玄米ブレッド）、 BRM カップサラダ</p> <p>3 東京味わいフェスタ 2024</p> <p>会 場：東京味わいフェスタ 丸の内エリア（行幸通り）</p> <p>日 程：令和 6 年 10 月 25 日（金）、26 日（土）、27 日（日）</p> <p>PR 販売：TOKYO JAPAN キャンペーン参加店舗から公募し、以下 3 店舗の米粉 パンと TOKYO X を使用したホットドッグを PR 販売した。</p> <p>米粉パン出品店舗：あがほ考琲、自由が丘ベーカリー、リストロン</p> <p>プレゼント：米粉パン購入者及び付近来場者に対して、米粉パンについてのアンケート を実施した。アンケートの回収率を上げるため、回答頂いた方には米粉 スイーツをプレゼントした。</p> <p>米粉スイーツ提供店舗：Arti、米粉の焼菓子専門店「小天」、chantilly、 自由が丘パティスリー、米粉 Impossible</p> <p>4 第 16 回東京都食育フェア</p> <p>会 場：代々木公園ケヤキ並木通り</p> <p>日 程：令和 6 年 11 月 9 日（土）、10 日（日）</p> <p>PR 販売：TOKYO JAPAN キャンペーン参加店舗から公募し、以下 3 店舗が出店し PR 販売した。購入者へは、TOKYO JAPAN キャンペーンのオリジナルエコ バッグを限定配布した。</p> <p>出店店舗：いもこめ、米粉 Impossible、たしざん福祉作業所</p>
--	---

※別添に各事業の写真を掲載

(別添)

事業実績1-① 東京産食材を使用した米粉パン商品開発支援事業

① 株式会社ふく家



② 株式会社 Will B



米粉パン(海苔の佃煮)
和風定番 白身粉は製パンに最適。

材料	分量	作り方
米粉	200g	1. 米粉をぬるす(米粉を水で洗って水気を絞る)
マヨネーズ	10g	2. 米粉を水で洗った後、マヨネーズを加えて混ぜる
塩	10g	3. 米粉を水で洗った後、塩を加えて混ぜる
水	20g	4. 米粉を水で洗った後、水を加えて混ぜる
卵	20g	
卵黄	20g	
ドライイースト	1g	

事業実績2-① J A東京アグリパーク等でのPR販売



広がる！米粉の世界

米粉(米)は、お米を粉にしたものです。最近では、多くは米粉が配合されたパンや菓子に使用されています。米粉は、グルテンフリーで、アレルギー対応食品として注目されています。

米粉の魅力

- ◎おいしい
米粉は、小麦粉よりも水分が多く、水分が多いため、パンが柔らかく、モチモチとした食感が楽しめます。
- ◎グルテンフリー
米粉は、グルテンフリーです。小麦アレルギーやグルテン不耐症の方にも安心して食べることができます。
- ◎ヘルシー
米粉は、低GI食品です。血糖値の上昇を抑える効果があります。また、消化もよく、高齢者や小児にもおすすめです。
- ◎自然由来の成分
米粉は、自然由来の成分です。添加物も少なく、安心して食べることができます。

事業実績 2-② 食に関するイベントでの P R

1 都民広場での米粉パンホットドッグの販売



2 Tokyo Tokyo Delicious Museum 2024



3 東京味わいフェスタ 2024



4 第16回東京都食育フェア



令和6年度収支報告書

自：令和6年4月1日

至：令和7年3月31日

1. 収入の部

(単位：円)

大科目	内容	6年度予算額	6年度決算額	差 額	備 考
負担金収入	東京都負担金	32,800,000	32,800,000	0	東京都負担金として
雑収入	その他収入	0	253,303	253,303	イベント売上金として
計		32,800,000	33,053,303	253,303	

2. 支出の部

(単位：円)

大科目	中科目	6年度予算額	6年度決算額	差 額	備 考
事業運営費	商品開発費	10,000,000	1,499,300	△ 8,500,700	東京産食材を使った米粉パン商品開発の支援に係る費用
	イベント関連費	9,000,000	2,283,411	△ 6,716,589	イベント・PR販売に係る委託費等の関連費用
委員会・事務局運営費	人件費	11,000,000	6,649,054	△ 4,350,946	事務局およびJA東京アグリパーク常設販売に係る人件費として
	事務費	2,800,000	33,350	△ 2,766,650	委員会及び事務局に係る交通費、事務費、事務委託費等
計		32,800,000	10,465,115	△ 22,334,885	

$$\text{総収入額} - \text{総支出額} = \boxed{22,588,188}$$

以上のことから 22,588,188円を東京都に対して返金する。

米粉等利用推進委員会

委員長 榎園 弘 殿

米粉等利用推進委員会 会計監査報告書

米粉等利用推進委員会の事業執行に伴う会計監査を実施し、帳票、預金通帳、証拠書類等を照合審査の結果、適正であることを確認いたしました。

また、予算の執行についても、的確かつ効率的に行われたことを認めます。

令和7年 4 月 9 日

米粉等利用推進委員会

監 事 全国農業協同組合連合会東京都本部

生産事業部長 廣瀬 敦 

監 事 東京都農業共済組合

専務理事 吉村 聡志 

【別表1】 米粉等利用推進委員会 委員

推進委員長	東京都産業労働局農林水産部長
推進委員	東京都農業協同組合中央会 代表理事会長
〃	一般社団法人東京都農業会館 専務理事

【別表2】 米粉等利用推進委員会 監事

監事	全国農業協同組合連合会 東京都本部 生産事業部長
〃	東京都農業共済組合 専務理事

【別表3】 米粉等利用推進委員会 事務局

事務局長	東京都産業労働局 安全安心・地産地消推進担当部長
事務局	東京都農業協同組合中央会 都市農業支援部 部長
〃	東京都農業協同組合中央会 都市農業支援部 都市農業推進室 政策担当参与
〃	東京都農業協同組合中央会 都市農業支援部 地域農政広報課
〃	一般社団法人東京都農業会館 事務局長
〃	JA東京アグリパーク 所長
〃	東京都産業労働局農林水産部調整課 農林水産施策推進担当課長
〃	東京都産業労働局農林水産部調整課 課長代理 (農林水産施策推進担当)
〃	東京都産業労働局農林水産部調整課主任 (事業調整担当)

米粉等利用推進委員会財務規程

制定 4 米利推委第 1 号

令和 4 年 6 月 16 日

(目的)

第 1 条 この規程は、米粉等利用推進委員会（以下「委員会」という。）の財務及び会計についての基本的な事項を定めることにより、委員会の事業の能率的かつ適正な実施に資することを目的とする。

(財務管理の基本)

第 2 条 委員会の財務は、法令、委員会事務規程及び本規程及びその他委員会により定める規程による。

(会計年度)

第 3 条 委員会の会計年度は、当該年度の開始の日から当該年度終了の日までとする。

(会計責任者)

第 4 条 委員会の会計責任者は、委員長とする。

2 委員長は、出納に関する事務を事務局長に処理させる。

(科目)

第 5 条 委員会の勘定科目は、別表により処理するものとする。

(予算編成及び執行の原則)

第 6 条 予算は、事業計画に従い当該会計年度に見込まれるすべての収入及び支出内容を明瞭に表示するものでなければならない。

2 予算は、最小の経費をもって最大の効果をあげるよう編成し、計画的かつ効率的に執行しなければならない。

(事業計画及び予算案の作成)

第 7 条 委員長は、各会計年度開始前に事業計画及びそれに基づく予算案を作成し、委員会に提出し、承認を得るものとする。

(予算の執行)

第 8 条 事務局長は、当該目的及び区分に従って、予算を執行しなければならない。

2 予算の支出は、大科目に定められた金額の範囲内でこれを行わなければならない。

ただし、予算執行上やむを得ない場合には、予算を流用することができる。この場合において、事務局長はその事由を付し委員長の承認を受けなければならない。

(指定金融機関)

第9条 委員会の預金口座を設ける金融機関（以下「指定金融機関」という。）の指定及びその変更は、事務局長が行う。

(金銭の出納)

第10条 事務局に金銭出納員を置き、東京都農業協同組合中央会都市農業支援部（以下「支援部」という。）の管理職にあるものから、支援部が指名する。

- 2 事務局長は、金銭の出納に関する事務を金銭出納員に委任する。
- 3 金銭出納員は、金銭の出納に当たり、証票類を審査し、出納の内容及び経過を明らかにした文書、その他の関係書類を添付し、事務局長の審査を受けなければならない。

(収納手続)

第11条 事務局長は、収納金額が確定したときは、請求書を作成し、納入者に送付しなければならない。ただし、口頭その他の方法により納入の通知をする場合はこの限りではない。

- 2 金銭を収納した場合は、原則として領収書を相手方に交付しなければならない。
- 3 収納金は、指定金融機関に預金するものとし、直接これを支払資金に充ててはならない。

(支出手続)

第12条 事務局長は、支出を行おうとするときは、支出科目、支払金額及び支出の内容が適切であるかを調査して、債権者からの請求書の内容を確認の上、行わなければならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- (1) 請求書を徴収しがたい場合
 - (2) その他事務局長が請求書を徴する必要がないと認めた場合
- 2 前項の規定により、支出を行った場合は、相手方から領収証書を受け取らなければならない。ただし、領収証書を徴することが困難な支払いについては、事務局長の支払証明書その他支払の確認ができる書類によって領収証書に代えることができる。

(立替払)

第13条 事業の運営上、立替払により支払いを行う必要がある場合においては、事務局長は領収証書その他支払の確認ができる書類を確認の上、立替払をした者に対し支出することができる。

(仮払)

第14条 契約上又は事業の運営上、資金の前渡又は概算により支払を行う必要がある場合においては、仮払により行うことができる。

(契約方法)

第15条 委員会が契約を締結する際に、契約の相手方となり得る者が複数いる場合は、以下に掲げる方法で競争性を確保して相手方を決定しなければならない。

(1) 競争入札による方式

(2) 企画提案方式

(3) 前2号以外で競争性を確保した方法

2 前項の契約の相手方の決定に際しては、当該契約の価格、内容等を考慮し、委員会として最適なものを選択するものとする。

(入札参加者の指名)

第16条 委員会は、一定の価額以上となる契約に係る競争入札の参加者等を指名しようとする場合は、その案をあらかじめ業者等選定委員会に付議するものとする。

2 前項の予定金額並びに業者等選定委員会の組織及び運営については、別に定める。

(随意契約)

第17条 委員会は以下の各号に該当する場合は、第15条の定めによらず特定の1者と契約を締結することができる。

(1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

(2) 競争入札に付することができないとき。

(3) 予定価格が以下に掲げるものに該当する場合

(ア) 予定価格 **300万円**未満の物品の買入れの契約

(イ) 予定価格 **200万円**未満の印刷物の制作の請負契約

(ウ) 予定価格 **200万円**未満の委託契約

(エ) 予定価格 **150万円**未満の物件等の借入れ

(4) 前各号に定めるもののほか、事務局長が特に必要と認めたとき。

2 前項第3号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が **100万円未満**の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。

3 第1項第1号、2号及び4号各号により特定の1者と契約を締結する場合、前項但書による契約を除き、事務局長は特定の1者と契約する理由を明示して委員会の承認を受けなければならない。なお、前項但書により契約を締結する場合でも、契約の相手方が特別の利害関係を有する場合は、事務局長は特定の1者と契約する理由を明示して委員

会の承認を受けなければならない。

- 4 第1項第3号により特定の1者と契約を締結する場合において、100万円以上の契約で二人以上の者から見積書を徴取できないものについては、第3項に定める委員会の承認を受けなければならない。

(契約書の作成等)

第18条 事務局長は、契約の相手が決定したときは、遅滞なく契約の目的、契約事項及び履行期限その他必要な事項を記録した契約書を作成しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 電気、公衆電気通信等の役務の提供を受けるもの又は法令等の定めによりその必要がないものであるとき。
- (2) 契約金額 100 万円未満の契約
- (3) 物品を売り払う場合において、買い受け人が代金を即時に支払って物品を引き受けるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、随意契約による場合で、慣行によるもの、又は、事務局長がその必要がないと認めたものであるとき。

- 3 前項の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、軽易なもの又は契約の性質上必要がないと認める場合を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書類を徴するものとする。

(検 査)

第19条 事務局長は、請負契約、物件の買入又は役務の提供を受ける契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、あらかじめ職員を指名し、必要な検査をさせなければならない。

(決算資料及び事業報告書の作成等)

第20条 委員長は各会計年度終了後、収支計算書及び事業報告書を速やかに作成し、委員会に提出し、承認を得ることとする。

(現金出納簿)

第21条 事務局長は、委員会の適正な財務管理を図るため、現金出納簿（別記様式第1号）を備え整理しなければならない。

(補 則)

第22条 この規程に定めのない委員会の会計処理は、東京都に準じて行うこととする。

附 則

この規程は、令和4年6月16日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年3月21日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年5月7日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年9月10日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年5月1日から適用する。

米粉等利用推進委員会業者等選定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 米粉等利用推進委員会（以下「委員会」という。）における物品の買入れ、その他の契約に関し、厳正かつ公平に優良業者を選定し、もって効果的、効率的な委員会運営に資するため、米粉等利用推進委員会業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 一件予定価格 **300 万円**以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関すること
- (2) 一件予定価格 **200 万円**以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に関する
こと
- (3) 一件予定価格 **200 万円**以上の委託契約に係る業者の選定に関すること
- (4) 一件予定価格 **150 万円**以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関すること
- (5) 前各号を除き、一件予定価格 **100 万円**以上の特定業者の選定に関すること
- (6) 前各号に定めるもののほか、委員会事務局長（以下「事務局長」という。）が特に必要と認めた契約に関する業者の選定に関すること

(構 成)

第3条 選定委員会は次に掲げる職にある者をもって構成する。

委員長 東京都産業労働局農林水産部長

委 員 同局農林水産部調整課長

同局農林水産部調整課課長代理（計画調整担当）

- 2 委員長が特に必要があると認める場合は、臨時委員を置くことができる。

(選定委員会の運営)

第4条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員がやむを得ない事由で選定委員会を欠席する場合は、委員長は、代理の者を出

席させ、議事に加わらせることができる。

(招集)

第5条 選定委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 選定委員会の開催に当たっては、第4条第3項の規定により代理で出席した者を出席者の数に加えることができる。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

4 前2項の規定に関わらず特別の事情により会議を開催することができず、そのため契約の目的を達しがたいと認められるときは、文書を回付することにより委員の同意を得て付議された事案を決定することができる。

(業者の選定等)

第7条 指名業者の選定は、産業労働局の設置する指名業者選定委員会の指名基準に準じて行うものとする。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、委員会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附則

この要綱は令和6年9月10日から施行する。

附則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和7年5月1日から施行する。

米粉等利用推進委員会設置要綱 新旧対照表

改正案		現行	
第1条から第12条まで (現行のとおり)		第1条から第12条まで (略)	
【別表1】 米粉等利用推進委員会 委員		【別表1】 米粉等利用推進委員会 委員	
推進委員長	東京都産業労働局農林水産部長	推進委員長	東京都産業労働局農林水産部長
推進委員	東京都農業協同組合中央会 代表理事会長	推進委員	東京都農業協同組合中央会 代表理事会長
〃	一般社団法人東京都農業会館 専務理事	〃	一般社団法人東京都農業会館 専務理事
【別表2】 米粉等利用推進委員会 監事		【別表2】 米粉等利用推進委員会 監事	
監事	全国農業協同組合連合会 東京都本部 生産事業部長	監事	全国農業協同組合連合会 東京都本部 生産事業部長
〃	東京都農業共済組合 専務理事	〃	東京都農業共済組合 専務理事
【別表3】 米粉等利用推進委員会 事務局		【別表3】 米粉等利用推進委員会 事務局	
事務局長	東京都産業労働局 安全安心・地産地消推進担当部長	事務局長	東京都産業労働局 安全安心・地産地消推進担当部長
事務局	東京都農業協同組合中央会 都市農業支援部 部長	事務局	東京都農業協同組合中央会 都市農業支援部 部長
〃	東京都農業協同組合中央会 都市農業支援部 都市農業推進室 政策担当参与	〃	東京都農業協同組合中央会 都市農業支援部 都市農業推進室 政策担当参与
〃	東京都農業協同組合中央会 都市農業支援部 地域農政広報課	〃	東京都農業協同組合中央会 都市農業支援部 地域農政広報課
〃	一般社団法人東京都農業会館 事務局長	〃	一般社団法人東京都農業会館 事務局長
〃	JA東京アグリパーク 所長	〃	JA東京アグリパーク 所長
〃	東京都産業労働局農林水産部調整課 農林水産施策推進担当課長	〃	東京都産業労働局農林水産部調整課 団体経営改善推進担当課長
〃	東京都産業労働局農林水産部調整課 課長代理 (農林水産施策推進担当)	〃	東京都産業労働局農林水産部調整課 統括課長代理 (農林水産施策推進担当)
〃	東京都産業労働局農林水産部調整課主任 (事業調整担当)	〃	東京都産業労働局農林水産部調整課主任 (農林水産施策推進担当)

米粉等利用推進委員会財務規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>第 1 条から第 16 条まで (現行のとおり)</p> <p>(随意契約)</p> <p>第 17 条 委員会は以下の各号に該当する場合は、第 15 条の定めによらず特定の 1 者と契約を締結することができる。</p> <p>(1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。</p> <p>(2) 競争入札に付することができないとき。</p> <p>(3) 予定価格が以下に掲げるものに該当する場合</p> <p>(ア) 予定価格 <u>300 万円</u>未満の物品の買入れの契約</p> <p>(イ) 予定価格 <u>200 万円</u>未満の印刷物の制作の請負契約</p> <p>(ウ) 予定価格 <u>200 万円</u>未満の委託契約</p> <p>(エ) 予定価格 <u>150 万円</u>未満の物件等の借入れ</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>2 前項第 3 号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が <u>100 万円未満</u>の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>4 第 1 項第 3 号により特定の 1 者と契約を締結する場合において、<u>100 万円以上</u>の契約で二人以上の者から見積書を徴取できないものについては、第 3 項に定める委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>第 18 条から第 22 条まで (現行のとおり)</p>	<p>第 1 条から第 16 条まで (略)</p> <p>(随意契約)</p> <p>第 17 条 委員会は以下の各号に該当する場合は、第 15 条の定めによらず特定の 1 者と契約を締結することができる。</p> <p>(1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。</p> <p>(2) 競争入札に付することができないとき。</p> <p>(3) 以下に掲げるものに該当する場合</p> <p>(ア) 予定価格 <u>160 万円</u>未満の物品の買入れの契約</p> <p>(イ) 予定価格 <u>100 万円</u>未満の印刷物の制作の請負契約</p> <p>(ウ) 予定価格 <u>100 万円</u>未満の委託契約</p> <p>(エ) 予定価格 <u>80 万円</u>未満の物件等の借入れ</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 前項第 3 号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が <u>50 万円未満</u>の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第 1 項第 3 号により特定の 1 者と契約を締結する場合において、<u>50 万円以上</u>の契約で二人以上の者から見積書を徴取できないものについては、第 3 項に定める委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>第 18 条から第 22 条まで (略)</p>

米粉等利用推進委員会業者等選定委員会設置要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。</p> <p>(1) 一件予定価格 <u>300万円</u>以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関する事</p> <p>(2) 一件予定価格 <u>200万円</u>以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に関する事</p> <p>(3) 一件予定価格 <u>200万円</u>以上の委託契約に係る業者の選定に関する事</p> <p>(4) 一件予定価格 <u>150万円</u>以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関する事</p> <p>(5) 前各号を除き、一件予定価格 <u>100万円</u>以上の特定業者の選定に関する事</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>第3条から第9条まで (現行のとおり)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。</p> <p>(1) 一件予定価格 <u>160万円</u>以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関する事</p> <p>(2) 一件予定価格 <u>100万円</u>以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に関する事</p> <p>(3) 一件予定価格 <u>100万円</u>以上の委託契約に係る業者の選定に関する事</p> <p>(4) 一件予定価格 <u>80万円</u>以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関する事</p> <p>(5) 前各号を除き、一件予定価格 <u>50万円</u>以上の特定業者の選定に関する事</p> <p>(6) (略)</p> <p>第3条から第9条まで (略)</p>